

雇用問題について

平成17年3月18日

厚生労働省

労働力人口の推移

2004年

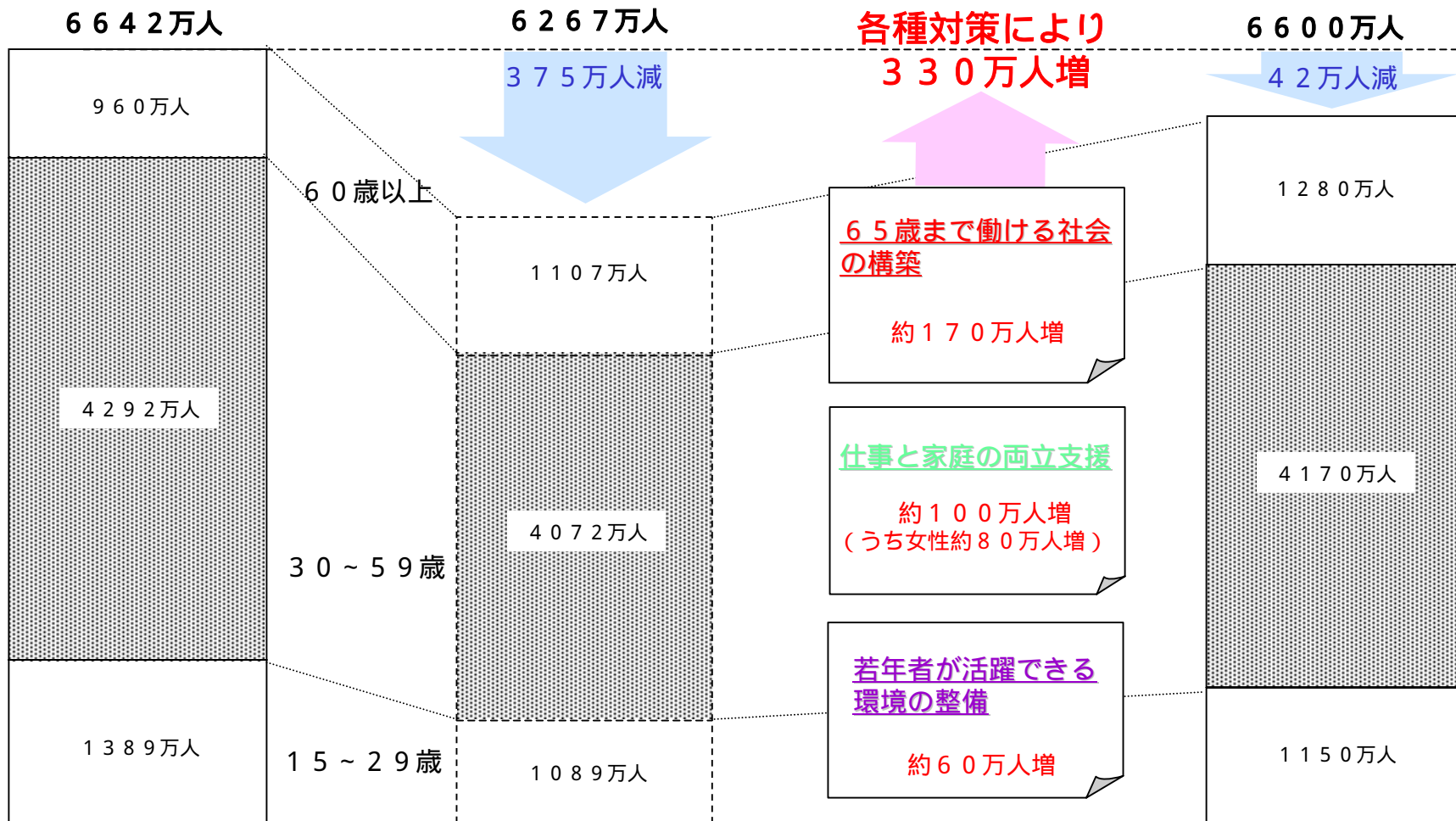
(総人口 12,769万人)

2015年

(総人口 12,627万人)

何の対策も講じなかった場合

各種対策を今後講じた場合



(資料出所) 2004年の値は総務省「労働力調査」

「何も対策を講じなかった場合」は総務省「労働力調査」を用いて厚生労働省にて試算

「各種対策を今後講じた場合」は厚生労働省推計

我が国の今後10年の雇用政策の考え方

少子・高齢化が進む中、我が国社会の活力を維持・増進させ、ひいては社会保障制度を安定させるためには、高齢者、女性、若年者など一人でも多くの国民が社会の支え手となり、全員参加型の社会を実現することが重要

高齢者雇用対策

高い就労意欲に応え、65歳まで働ける労働市場を整備(改正高年齢者雇用安定法の着実な実施)

女性の就業促進

両立支援、均等確保、再就職支援等を通じ、女性の就業を促進

若年者雇用対策

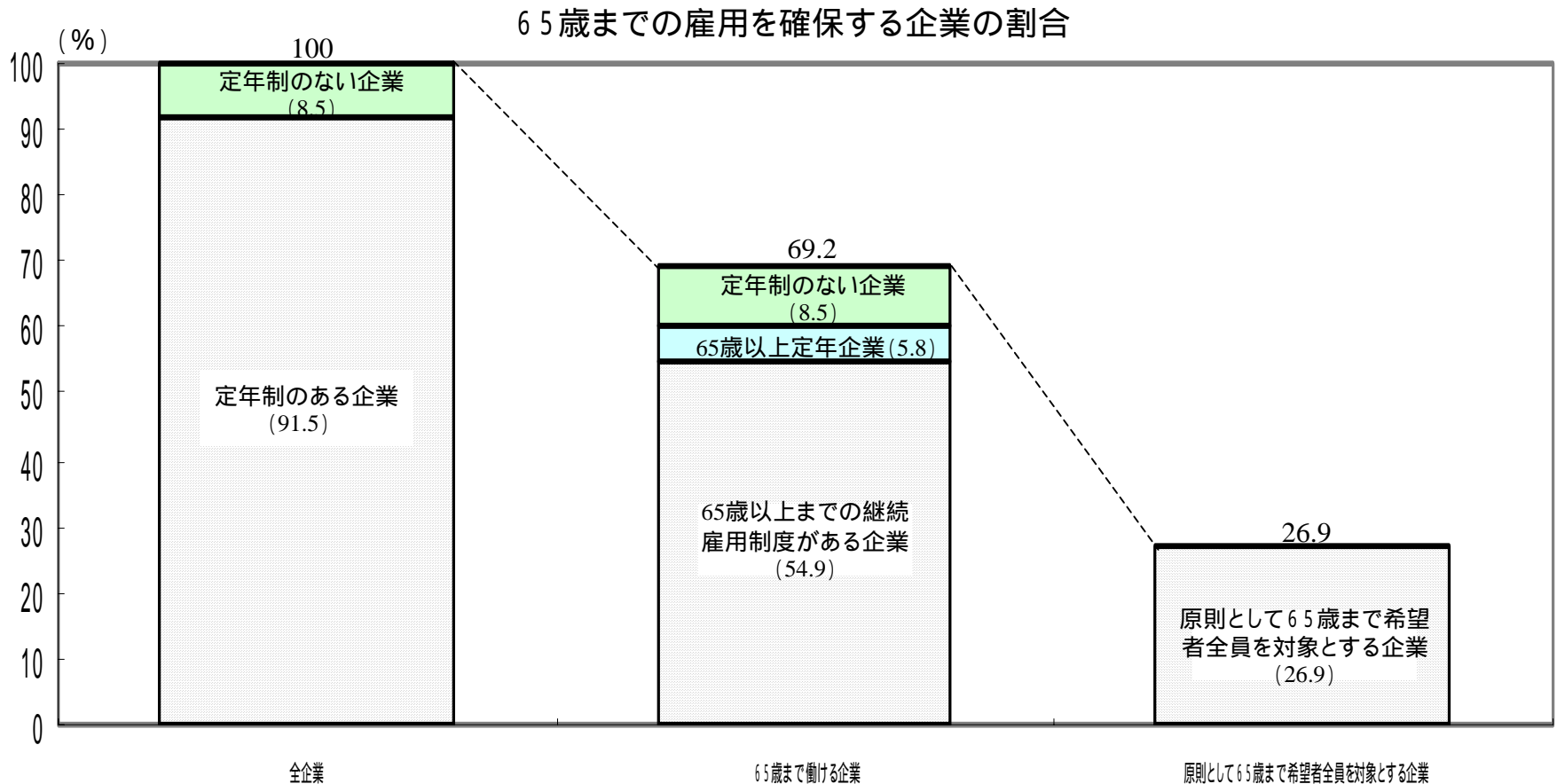
若年者の働く意欲や能力を高め、職業的自立を促進

高齢者雇用対策

高齢者の高い就労意欲に応え、65歳まで働ける労働市場を整備

現 状

65歳まで働ける企業の割合は、約7割だが、原則として希望者全員を対象とする企業の割合は、約3割。



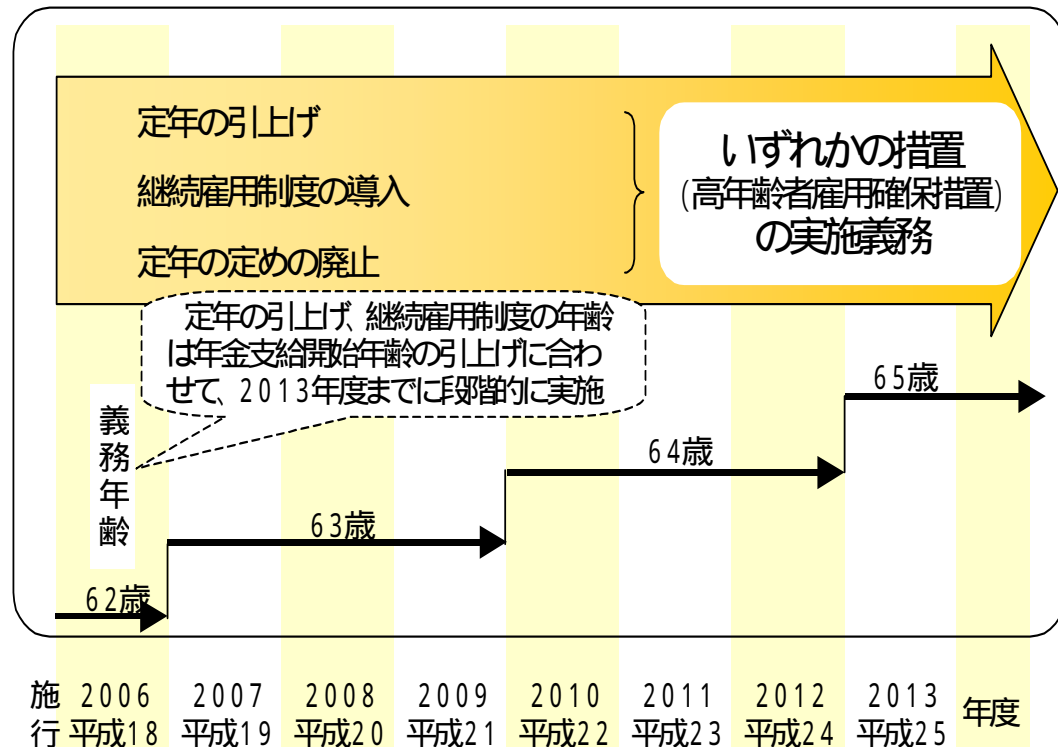
年金と雇用の接続の強化

- 高年齢者雇用安定法の改正 -

事業者は、定年年齢又は継続雇用制度の対象年齢を年金支給開始年齢にあわせて、平成25年度までに段階的に65歳まで引き上げなければならない。

労使協定により継続雇用制度の対象労働者の基準を定めることができる。

準備期間として3年間(中小企業は5年間)は、労使協定でなく、就業規則等により対象労働者の基準を定めることができる。



年齢にかかわらず働ける社会の実現

高い就労意欲を反映して、65歳以上の人口(2,488万人)のうち、**214万人(9%)が雇用**されている一方、**自営業主等、雇用以外の形態で265万人(11%)が就業**している。

シルバー人材センターに対する支援等により、高齢者の多様な就業機会の確保に努めている。

【実績】シルバー人材センター 団体数1,866団体、会員数76万人(平成16年3月)

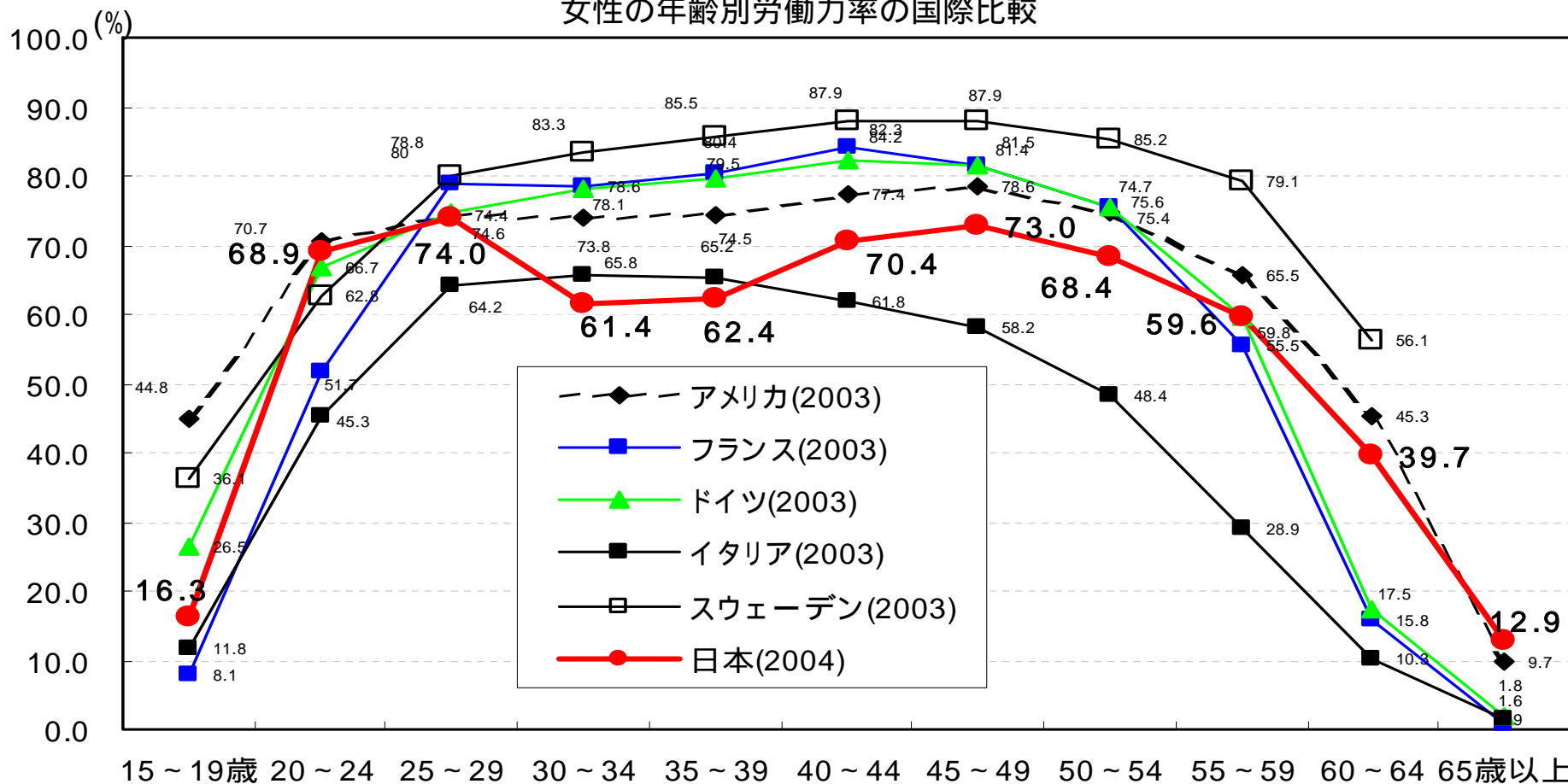
女性の就業促進

両立支援、均等確保、再就職支援等を通じ女性の就業を促進

現 状

M字カーブに見られるように出産・子育てを機に労働市場から退出する者が多い。

女性の年齢別労働力率の国際比較



(資料出所)ILO“LABORSTA” 総務省「労働力調査」

対策

(1) 仕事と子育ての両立支援と働き方の見直し

両立のための職場環境整備

・育児をしながら働き続けやすい環境整備

(男女労働者の育児休業の取得促進、子の小学校就学までの勤務時間短縮等の措置の普及促進、子の看護休暇制度の定着 等)

【実績】育児休業取得率 男性 0.44%、女性 73.1% (平成15年度)、子どもの看護休暇制度の普及率 16.9% (平成15年度)

・長時間にわたる時間外労働の是正

【実績】週労働時間60時間以上の雇用者の割合 12.2% (30代男性で週労働時間60時間以上の就業者の割合 23.8%) (平成16年)

・次世代育成支援対策推進法に基づく企業の取組の推進

(企業が行動計画を策定し、従業員の仕事と家庭の両立支援等を計画的に推進)

待機児童ゼロ作戦の展開と多様な保育サービスの推進

・次世代育成支援対策推進法に基づく地方自治体の取組の推進

(地方自治体が行動計画を策定し、保育サービス等子育て支援の計画的整備を推進)

【実績】保育所入所児童数 196万7千人(平成16年4月)、待機児童数 2万4千人(平成16年4月)

(2) 均等確保対策の推進

性による差別のない職場づくりや、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いの是正

(男女雇用機会均等法に基づく指導、企業が進めるポジティブ・アクションに対する取組の促進)

産前産後休業などの母性保護の徹底と母性健康管理対策の推進

多様な働き方を選択できる環境整備 (パートタイム労働者と正社員の均衡処遇の推進)

(3) 再就職支援

両立支援ハローワークにおける再就職の援助等の推進

【実績】両立支援ハローワークにおける相談件数 約2万4千件、紹介件数 約2万2千件、就職件数 約3千人(1月あたり(平成16年8月調査))

育児時間に配慮した職業訓練等の推進

求人年齢制限緩和の促進

【実績】公共職業安定所で受理した求人における年齢不問求人の割合 3.8% (平成17年1月)

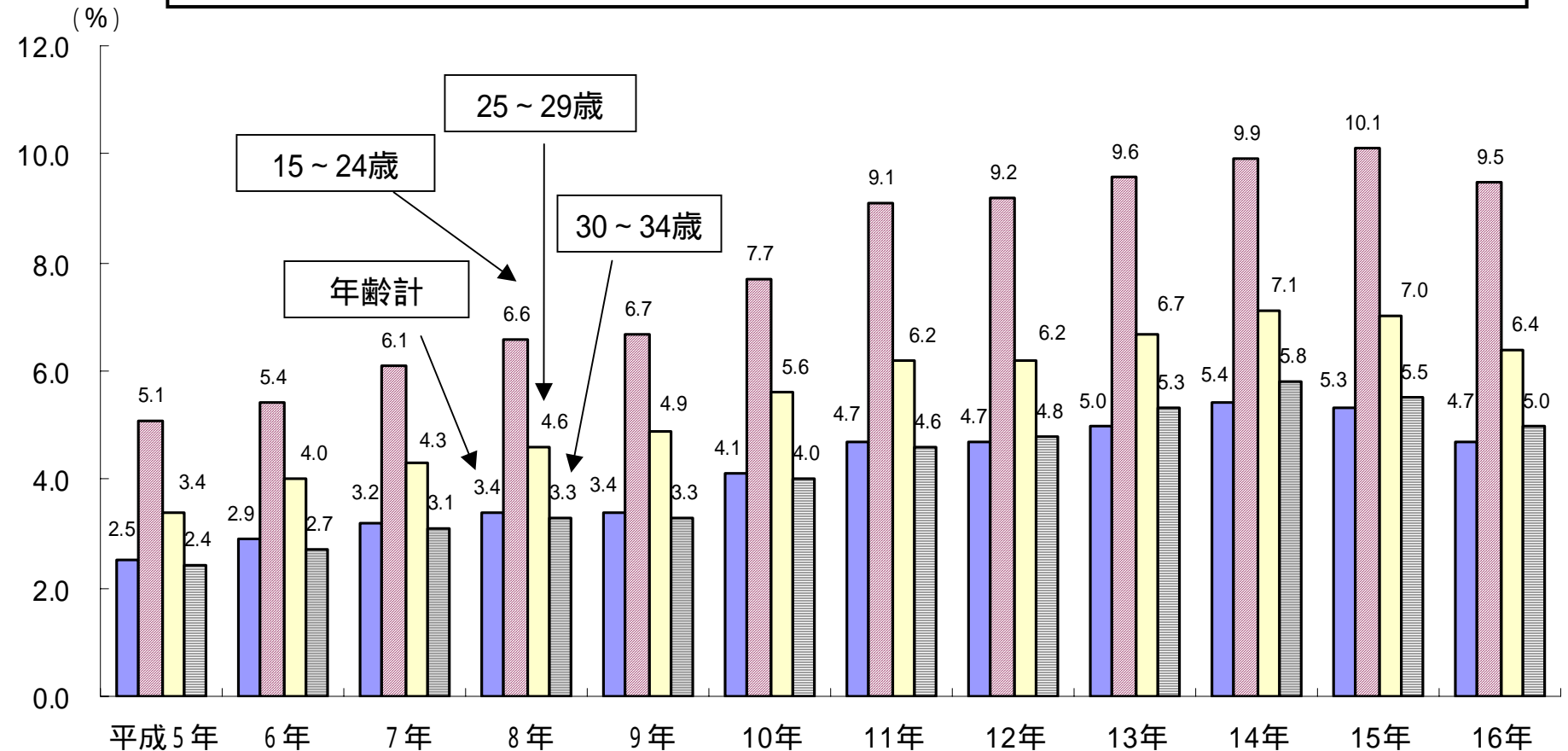
これらの取組を包含する「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月24日少子化社会対策会議決定)を策定し、平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を提示し、施策を総合的に推進。

若年者雇用対策

若年者の働く意欲や能力を高め、職業的自立を促進

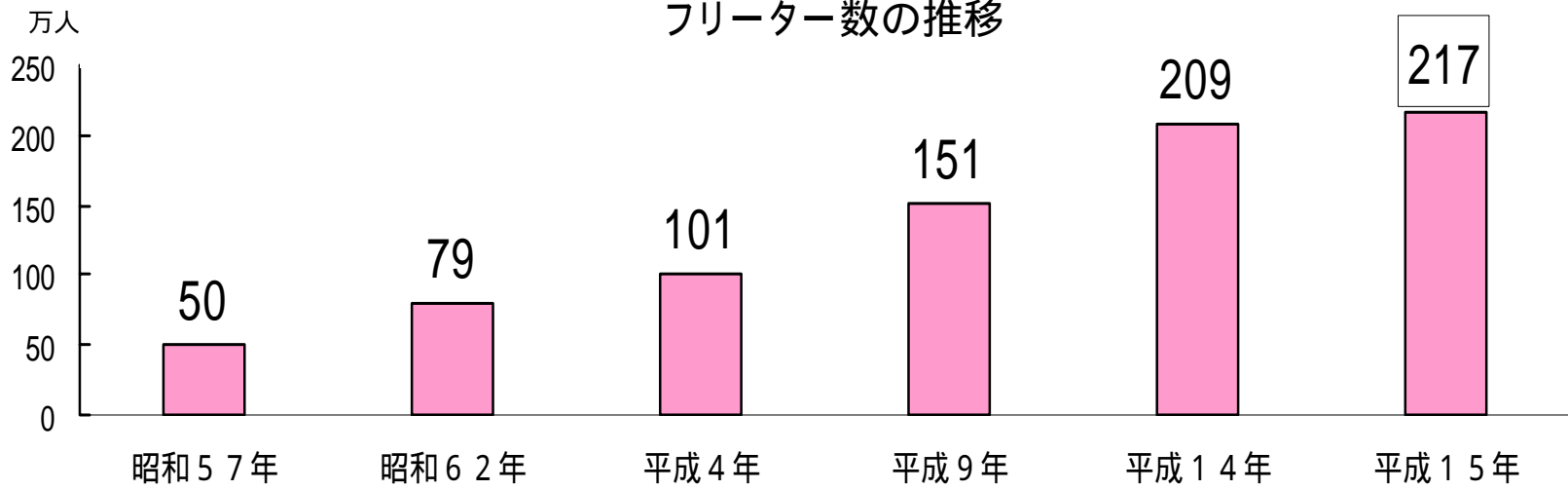
現 状

24歳以下の若年者の失業率は、平成5年の5.1%から平成15年の10.1%まで上昇し、概ね全年齢計の倍程度で推移し、厳しい状況が続いていたが、平成16年には低下した。



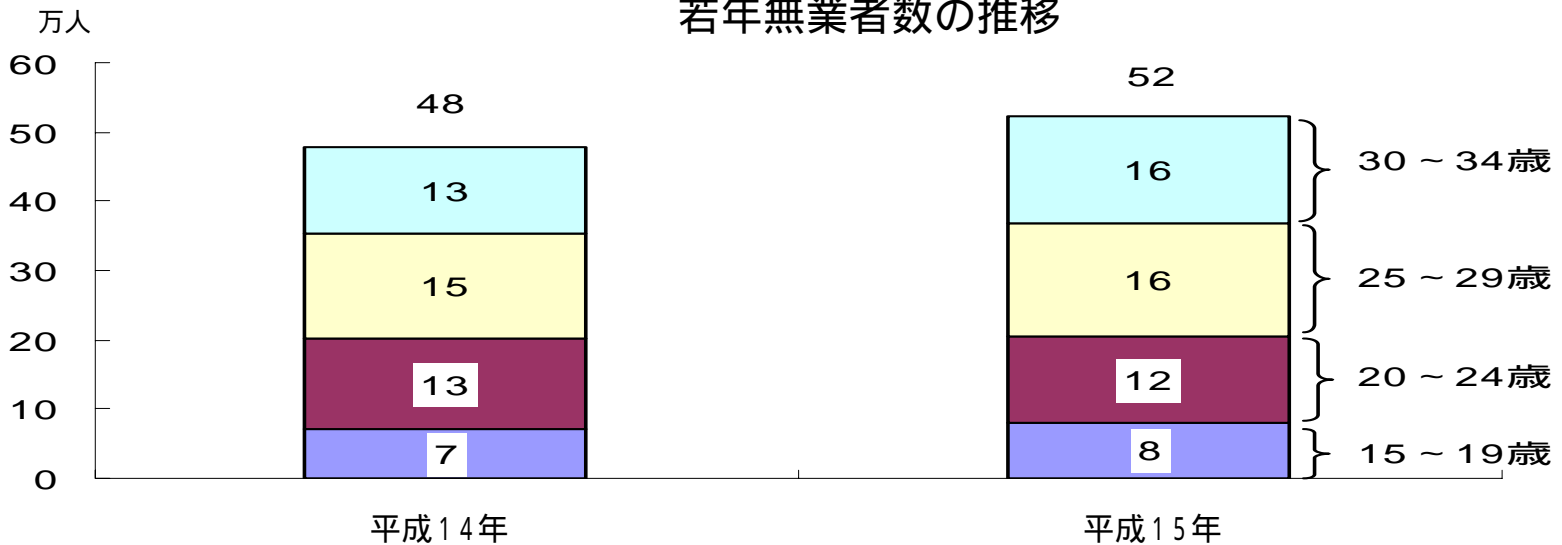
フリーター数は、ここ10年間で2倍以上に増加し、200万人を超えている。また、若年無業者の数も、50万人を超えている。

フリーター数の推移



(資料出所) 総務省「就業構造基本調査」、「労働力調査(詳細結果)」を用いて厚生労働省にて特別集計。

若年無業者数の推移



(資料出所) 総務省「労働力調査(詳細結果)」を用いて厚生労働省にて特別集計

若年者雇用対策の推進

関係省庁が連携して、「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン(平成16年12月24日若者自立・挑戦戦略会議決定)」を推進する。具体的には、学校段階からのキャリア教育の推進、働く意欲が不十分な若年者等に対する働く意欲や能力を高める総合的な対策の推進、国民会議等若者の人間力を高めるための国民運動の推進等を行う。

【厚生労働省の具体的な取組】

拡充・強化

ジョブカフェ(若年者のためのワンストップサービスセンター)の整備によるフリーター等の就職支援

- ・都道府県が、地域の企業や学校と連携・協力の下、若年者に対する職業等の情報提供、職場体験の機会の提供、各種就職支援サービス等をワンストップで行う「ジョブカフェ」を整備して、フリーター等の就職を支援

【実績】43都道府県で開設、35都道府県でハローワークを併設。延べ約64万人が利用、約3万人が就職。(平成16年4月～12月)

新規学卒者等に対する職業意識形成・就職支援の強化

- ・ハローワーク、産業界等が連携し、企業人等の学校への派遣、企業での就業体験等により、新規学卒者等の職業意識の形成や適職選択を支援する。【実績】キャリア探索プログラム-約20万人が参加、約1,300校が実施(平成15年度)

実務・教育連結型人材育成システム(日本版デュアルシステム)の推進

- ・企業における実習と教育訓練機関における座学を並行して行うことにより一人前の職業人を育成する実務・教育連結型人材育成システムを推進

【実績】短期訓練については1月末までに約2万3千人が受講、就職率71.6%、長期訓練については16年度28都道府県で実施予定

17年度新規施策

若者の人間力を高めるための国民運動の推進

- ・経済界、労働界、地域社会、政府等の関係者が一体となり国民会議の開催や広報・啓発活動等を展開

若者自立塾の創設

- ・合宿形式による集団生活の中で、生活訓練、労働体験等を通じて、職業人、社会人として必要な基本的能力の獲得、勤労観の醸成を図り、働く自信と意欲を付与

無償の労働体験等を通じての就職力強化事業(ジョブパスポート事業)の創設

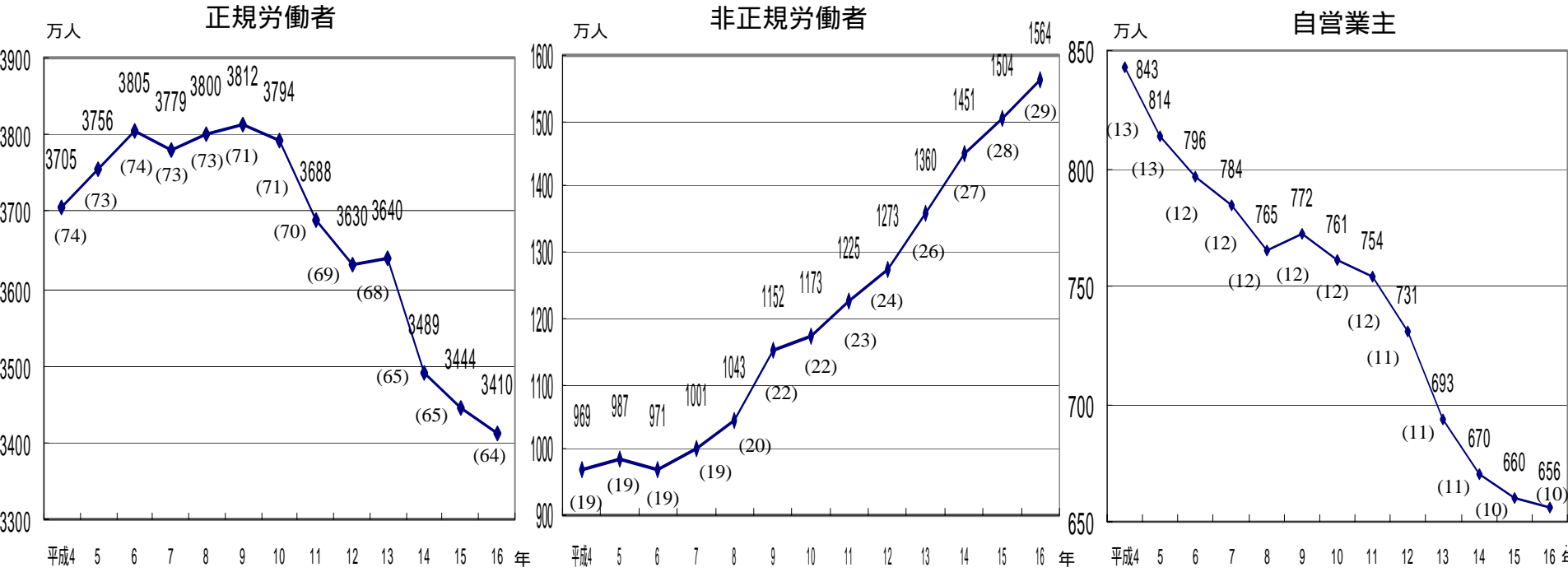
- ・ボランティア活動など無償の労働体験機会に関する情報の収集・提供、これらの活動の実績等を記録する「ジョブパスポート」を開発し、企業の採用選考に反映されるよう普及

ものづくり立国の推進

- ・工場、民間・公共の訓練施設等の親子等への開放促進、ものづくり技能に関するシンポジウムの開催、若年者によるものづくり技能競技大会の実施

(参考 1) 非正規労働者等の推移と社会保険加入要件

(1) 非正規労働者等の推移と社会保険加入要件



(資料出所) 総務省「労働力調査」、「労働力調査(詳細結果)」
 (注) 1. 非正規労働者: パート・アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託等
 2. 正規労働者と非正規労働者は、各年2月。平成14年以降は、年平均
 3. 括弧書きは、正規労働者と非正規労働者については、雇用者に占める割合、自営業主については、就業者に占める割合

(2) 社会保険加入要件

正規・非正規労働者を問わず、適用事業所に使用される常用的雇用関係にある者は、健康保険・厚生年金保険に加入。

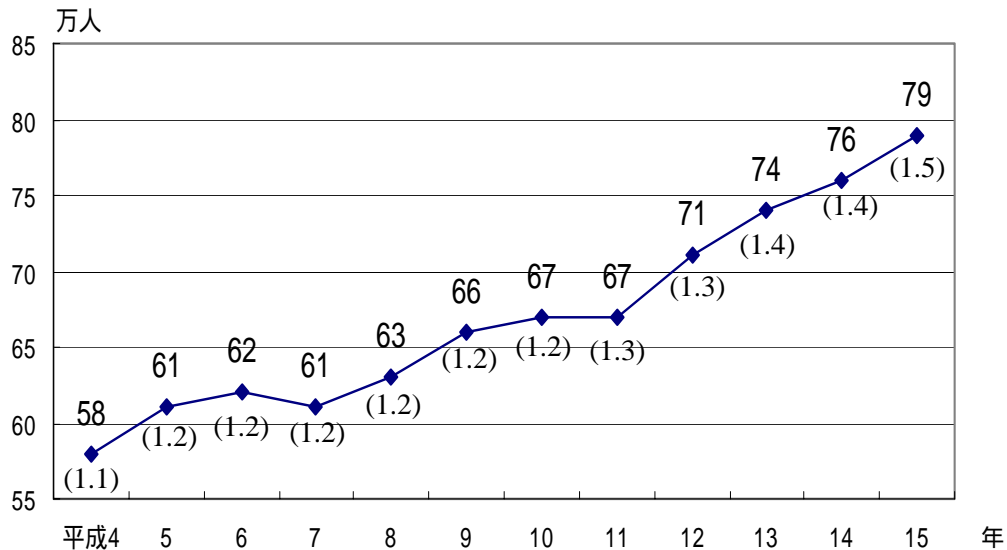
常用的雇用関係・・・所定労働時間・日数が事業所において同種の業務に従事する他の常用就労者のそのの概ね4分の3以上にあることなど

自営業主など上記以外の者は、国民健康保険・国民年金に加入。

(参考2) 外国人労働者の推移と社会保険加入要件

(1) 外国人労働者の推移

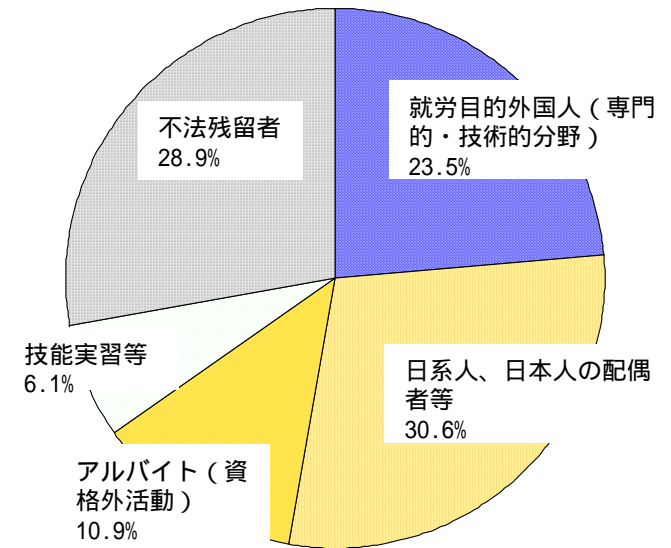
外国人労働者数の推移



(資料出所) 法務省「在留外国人統計」、総務省「労働力調査」を用いて厚生労働省にて推計

(注) 括弧書きは、雇用者に占める外国人労働者の割合

外国人労働者の割合 (平成15年)



(資料出所) 法務省「在留外国人統計」を用いて厚生労働省にて推計

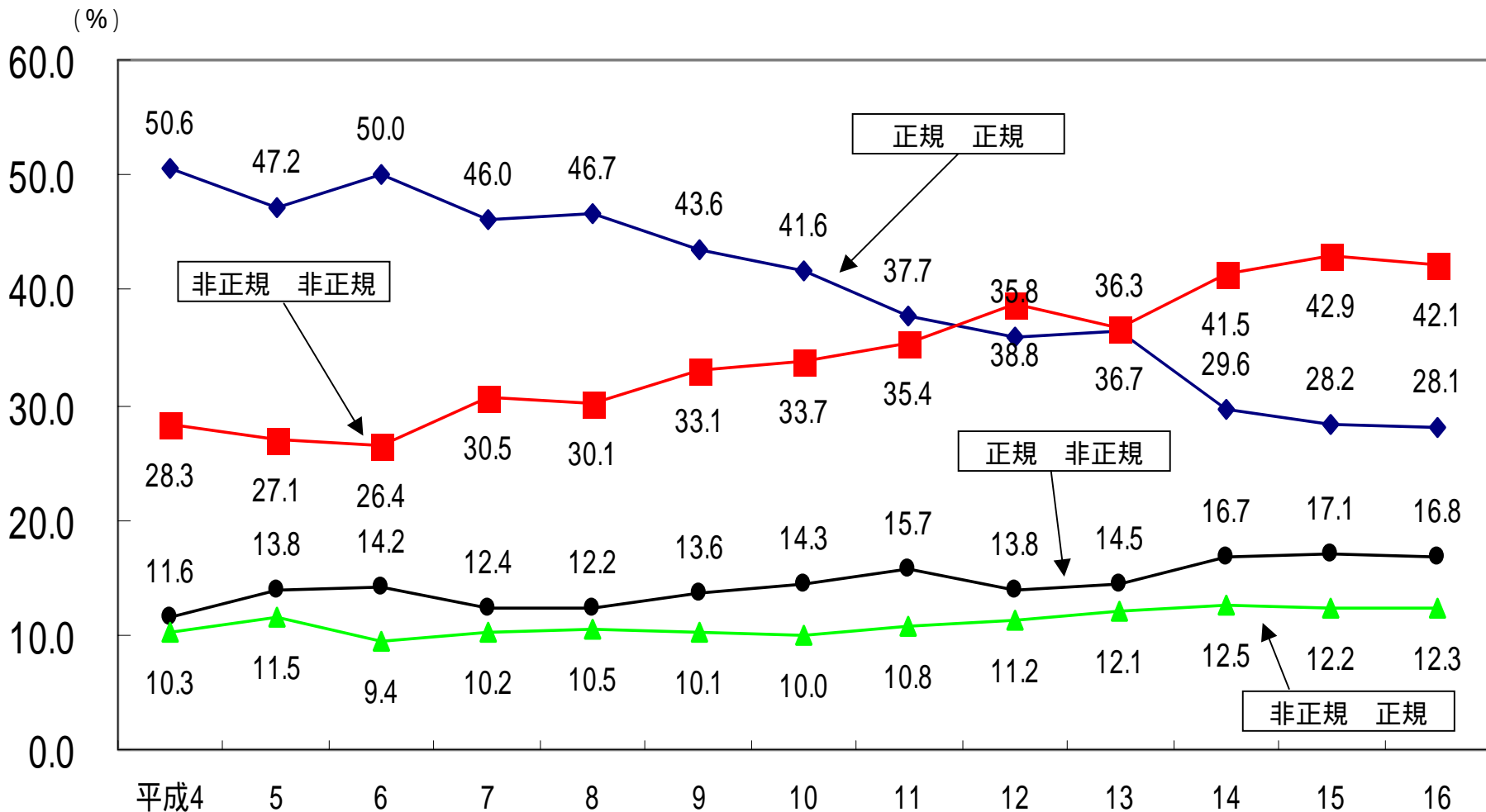
(2) 社会保険加入要件

国籍を問わず、適用事業所に使用される常用的雇用関係にある者は、健康保険・厚生年金保険に加入。

常用的雇用関係・・所定労働時間・日数が事業所において同種の業務に従事する他の常用就労者のそのの概ね4分の3以上にあることなど

上記以外の者で、市町村に住所を有する者については、国民健康保険・国民年金に加入。但し、国民健康保険については、1年未満の短期滞在者等は除く。

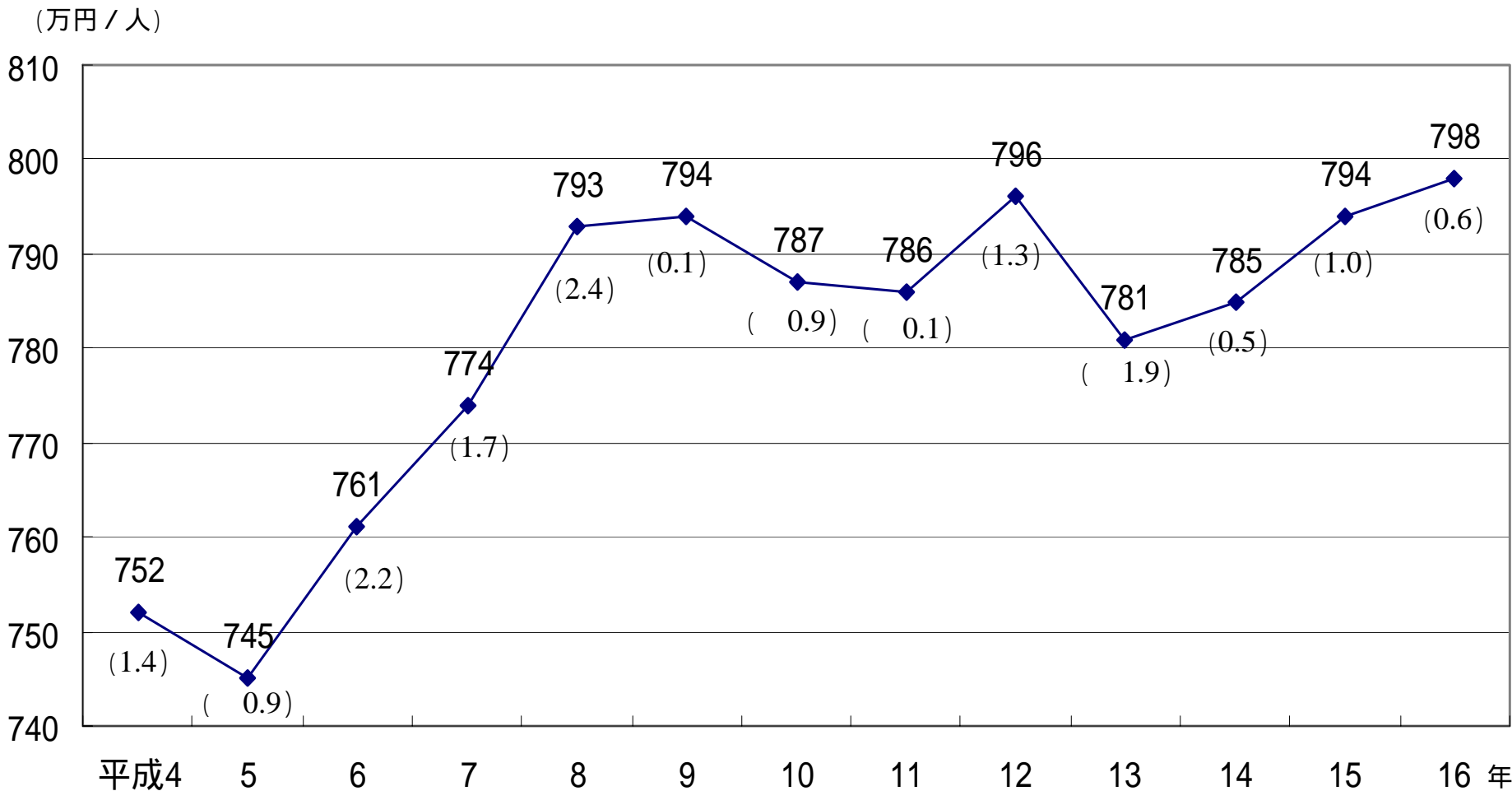
(参考3) 転職者に占める就業形態別雇用者の割合



(資料出所) 総務省統計局「労働力調査(詳細結果)」、「労働力調査特別調査」

(注) 転職者とは役員を除く雇用者のうち前職のある者で、過去1年間に離職を経験した者のことをいう

(参考4) 労働生産性の推移



(資料出所)内閣府「国民経済計算」、総務省統計局「労働力調査」

(注) 1. 労働生産性 = 国内総生産(GDP) / 就業者数

2. 括弧書きについては、前年比(%)

(参考5) 産業別・就業形態別・地域別の賃金状況

【産業別現金給与総額】

(月額, 円)

産業	現金給与総額
調査産業計	332,784
鉱業	358,364
建設業	362,100
製造業	380,183
電気・ガス業	588,395
運輸・通信業	359,514
卸売・小売業	234,953
金融・保険業	488,445
不動産業	411,740
サービス業	347,206

(資料出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」(平成16年)

【就業形態別賃金格差】

(時間当たり, 円)

就業形態	男性	女性
一般労働者	2,009	1,359
パートタイム労働者	1,003	893
格差(%)	49.9	65.7

(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成15年)

(注) 格差とは、一般労働者の賃金を100とした場合のパートタイム労働者の賃金

【地域別常用労働者現金給与総額】

(月額, 円)

上位5都道府県		下位5都道府県	
1 東京	429,180	47 沖縄	269,608
2 大阪	370,424	46 青森	275,016
3 神奈川	368,493	45 宮崎	278,402
4 愛知	365,456	44 鹿児島	283,195
5 兵庫	347,759	43 長崎	285,919

(資料出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査(地方調査)」(平成15年)